

訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業実施要綱

6 福祉高介第 2 5 4 0 号

令和 7 年 3 月 2 6 日

（目的）

第 1 条 訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業（以下「本事業」という。）は、自転車などで高齢者宅を移動し、サービスを提供する訪問系介護サービスに従事している職員の暑さ対策を支援し、職場環境の改善を図ることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

（事業内容）

第 3 条 都は、訪問系介護事業所が、訪問介護員の熱中症対策・暑さ対策に資する物品を購入する場合に、別に定めるところにより、必要な費用の一部を予算の範囲内で補助する。

（その他）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。